

## 単価契約における契約単価決定方法の変更について（お知らせ）

予定価格を非公表とする物品の購入、借入れ及び業務委託（建設工事に係るものを除く。）の単価契約のうち、複数品目の単価契約の契約単価は、落札業者が提出する内訳書に記載された単価としていましたが、次のとおり、契約単価の決定方法を変更しますのでお知らせします。

なお、最低制限価格を設定する案件のうち、各種類の予定数量の最小値が200以上の案件については、本通知による契約単価の決定方法は適用しません。

### 1 契約単価の決定方法について

落札金額に各種類別の換算割合（※）を乗じて得た額をさらに各種類別の予定数量で除した額（小数点第三位以下切捨て）を契約単価とします。

なお、換算割合については仕様書に記載しておりますので、応札金額から契約単価の算出が可能です。

ただし、契約単価を上記の方法により算出し、契約単価に各種類別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札金額を下回る場合は、原則として、予定数量の少ない種類から順に1銭単位で加算（場合によっては減算）し、端数調整を行います。

※換算割合…積算総額に占める、各種類別の積算額の割合

(例)

〈種類別予定数量及び換算割合〉

品目	予定数量	換算割合
A	50	0.27027027
B	40	0.32432432
C	30	0.40540541

・落札金額が300,000円の場合

Aの契約単価

$$300,000円 \times 0.27027027 \div 50 = 1,621.62円$$

(小数点第3位以下切捨て)

Bの契約単価

$$300,000円 \times 0.32432432 \div 40 = 2,432.43円$$

(小数点第3位以下切捨て)

Cの契約単価

$$300,000円 \times 0.40540541 \div 30 = 4,054.05円$$

(小数点第3位以下切捨て)

各品目別の単価に予定数量を乗じた合計額

$$A \cdots 1,621.62円 \times 50 = 81,081.00円①$$

$$B \cdots 2,432.43円 \times 40 = 97,297.20円②$$

$$C \cdots 4,054.05円 \times 30 = 121,621.50円③$$

$$\text{合計} \cdots 299,999.70円$$

(落札金額との差額 - 0.30円)

《調整方法》

Cの単価（予定数量が最小）を1銭加算

C…4, 054. 06円×30=121, 621. 80円③´

①+②+③´=300, 000. 00円（差額0円）

《調整後の契約単価》

Aの契約単価…1, 621. 62円

Bの契約単価…2, 432. 43円

Cの契約単価…4, 054. 06円